

第19回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成31年2月27日

午前10時00分～午前10時58分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第66号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 農用地等の利用調整申出について

議案第70号 贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いについて

議 長 只今より第 19 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、4 番江上委員さん、5 番元山委員さん、よろしくお願いいたします。次日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し。ということで本日 1 日限りといたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。事務局の奥村次長が病気のため欠席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いします。

事 務 局 長 それでは、私の方から会務の報告をさせていただきます。整理番号 1 番、1 月 25 日第 18 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名と事務局が対応しております。同じく 2 番、1 月 28 日から 31 日まで、平成 30 年度農業者年金研究会、市町村農業委員会活動強化研修会、女性農業委員、農地利用最適化推進委員等活動強化研修会が札幌市で開催されております。会長ほか委員 3 名と事務局が出席しております。この件に関しましては後程報告第 42 号でご報告があります。飛ばしまして、整理番号 4 番 5 番、2 月 8 日、農用地利用調整会議及び現地調査が行われております。場所については、跡佐登福祉の家、仁多交流センターで、跡佐登については、第 3 ブロック委員と事務局、仁多交流センターについては、第 1 ブロック委員、事務局が対応しております。この件に関しましても後程報告第 43 号 44 号それぞれで報告があります。6 番、2 月 13 日農業者年金研修会及び相談会が標茶町役場で開催されております。会長他委員 3 名事務局が出席しております。以上簡単でございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 42 号「平成 30 年度農業者年金研究会、市町村農業委員会活動強化研修会、女性農業委員、農地利用最適化推進委員等活動強化研修会出席報告について」農業者年金研究会については私の方から報告いたします。全道農業者年金研究会が、1 月 28 日午後 1 時 30 分より、北海道第二水産ビルで開催され、私と事務局の谷岡氏と出席いたしました。北海道農業者年金協議会の多田会長より、加入者累計 13 万人を達成すること、また若い農業者と女性農業者への普及を一層推進するとし、平成 30 年度より加入者累計 13 万人早期達成 3 か年運動を開始、積極的な加入推進活動を目的に研究会を開催する旨の挨拶のあと、早々に講演会に移り、農業経営を継承する際の税制上の留意点と題して、あらい税理士事務所長荒井利幸氏の講演が行われました。内容といたしましては、親子間の事業継承、法人化に向いている農業経営、法人設立後の実務、会計で会社を強くする、遺留分に関する民法の特例、消費税の軽減税率制度について、資料を参照しながら、要点やあらましをとらえる内容の講演でした。次に情勢報告を、独立行政法人農業者年金基金西理事長より、資産の運用と農業者年金について、資産運用等の投資リスクなどと比較しながら、年金による資産計画を立てる場合、2 階建て部分の構築は必須であり、そのための農業者年金は最も有利な年金である。ことの報告をされました。最後に、北海道農業者年金協議会中島副会長より、農業者年金の一層の加入推進と農業者年金協議会の輪拡大に向けた、申し合わせ案として 4 項目の内容を読み上げ、会場一致の承諾を受け、閉会といたしました。以上、全道農業者年金研究会の報告といたします。次報告といたしまして、市町村農業委員会活動強化研修会、女性農業委員、農地利用最適化推進委員等活動強化研修会報告については、5 番元山委員さんお願いします。

元 山 委 員 5 番元山です。市町村農業委員会活動強化研修会、並びに女性農業委員、農地利用最適化推進委員等活動強化研修会出席についてご報告いたします。

農業委員会活動強化研修会の開催日につきましては、1 月 29 日、札幌市北海道第二水産ビルにおきまして、塩沢会長、上西代理、渡邊委員、私と事務局から吉田係長の 5 名で出席いたしました。農業委員など 460 名の出席で行われた研修会で、主催者として、北海道農業会議代表理事多田会長より、近年では、後継者の不在、離農などから地域の将来を危惧し、このような状況を解決しようと、地域型法人設立を検討する相談が増え、地域が抱える不安や課題解消のひとつとして、法人設立、育成していくことは、地域維持の貢献になるとともに、農地利用の最適化につながってくると考えるとの挨拶がありました。研修会では、酪農学園大学農食環境学群循環農学類教授井上誠司氏より、地域型法人の設立に伴う農業振興と地域維持の実態とその成果について、大規模な二つの法人を事例とした基調講演があり、網走農業改良普及センター美幌支所綾部専門主任、澤田主査の 2 名より、津別町における農地所有適格法人の設立と設立後における農業経営の状況についての事例報告をいただきました。

翌日、1 月 30 日、同じ出席者で札幌市国際ビルにおきまして、女性農業委員、農地利用最適化推進委員等活動強化研修会に出席いたしました。

研修会では、北海道農政部農業経営課駒井主査より、道内における女性農業者等の活躍と女性農業委員に求められる活動について、北海道農業は経営規模も大きく、専業割合が高いため、男性主体の社会的傾向が強く、都道府県と比べて女性登用が進んでいないことの説明や、道は、女性農業者の経営、社会参画に向けた取り組みを支援し、女性が活躍できる農業、魅力ある農村づくりを進めている。などの講演がありました。

つぎに、北見市第二農業委員会森谷委員より、「るべしべ白花豆くらぶ」設立の経緯及び法人の取り組みについて、女性農業者、経営者としての事例報告がありました。

最後に、全国農業会議所より、情報提供活動の必要性和取り組み強化ということで全国農業新聞のピーアールがあり閉会となりました。

以上、二つの研修会報告とさせていただきます。

議 長 有難うございました。報告第 42 号を報告済みとさせていただきます。次日程 6、報告第 43 号「農用地等の利用調整結果について」2 番齋木委員さんお願いします。

齋 木 委 員 2 番齋木です。報告第 43 号につきましては、2 月 8 日、午前 10 時 30 分から跡佐登福祉の家にて、利用調整会議を開催いたしました。調整委員の出席者は、上西委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局です。候補者の出席者につきましては、〇〇〇〇さん 1 名が出席しております。事務局より説明を行い、候補者への聞き取りを行った結果、使用できる面積及び希望価格を理由に交渉が不成立に終わりました。なお、今後この申出地につきましては、農地保有合理化事業買入協議の申請を行う予定で準備を進めていきます。以上、簡単ではございますが、利用調整結果の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。只今報告第 43 号がございましたが、何かご質問ございますか。

(なし)

議 長 よろしいでしょうか。それでは報告第 43 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、報告第 44 号「農用地等の利用調整結果について」4 番江上委員さんよろしくお願いします。

江上委員 4番江上です。報告第44号につきましては、2月8日、午後1時から仁多交流センターにて、利用調整会議を開催いたしました。調整委員の出席者は、元山委員、鈴木委員、私と事務局です。候補者の出席者につきましては、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん2名の出席がありました。事務局から説明のあと、候補者より取得希望の聞き取りをし、調整を行った結果、以前より申出地を使用していた〇〇〇〇さんに決定いたしました。〇〇〇〇さんは、希望者がいない場合を前提に出席していたこともあり、承認もいただいたところであります。以上、簡単ではございますが、利用調整結果の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、只今報告第44号の報告がありましたが、何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで報告第44号を報告済みとさせていただきます。次日程8、報告第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いします。

事務局 総会資料5ページをお開き願います。報告第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。平成31年2月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
番号1番より説明いたします。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか4筆の計5筆でございます。公簿地目は原野及び畑。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。
貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成31年1月25日。契約期間については平成29年4月27日から平成31年4月26日までとなっております。
この合意解約のありました農地につきましては、議案69号、農用地等の利用調整申出について、で提案させていただいております。
以上簡単ではありますが、報告第45号の説明とさせていただきます。

議長 はい、有難うございました。只今事務局から報告がございました。何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、報告第45号を報告済みとさせていただきます。次日程9、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明よろしくお願いいたします。

事務局 総会資料6ページをお開き願います。議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。平成31年2月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申請番号1番から説明いたします。権利については所有権移転。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿地目原野。現況地目は畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇

〇〇氏でございます。申請事由につきましては、譲受人の希望により譲渡する。また、経営地の隣接地であり経営地確保のため取得する。としております。契約の種類は売買。金額につきましては〇〇〇〇円となっております。

続いて申請番号2番となります。権利は所有権移転でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆。面積は合計〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は申請番号1番と同様、〇〇〇〇氏。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。申請事由についても、申請番号1番と同様ですので割愛いたします。契約の種類は売買。金額につきましては〇〇〇〇円となっております。

番号1、2番ともに先の総会において利用調整申出があり、買入協議となったケースでございます。利用調整申出時点において、この土地について相続手続きをしていなかったという状況がございまして、この度、相続手続きが完了したことによる申請となっております。譲受人の両者とも、一時借受者として決定している者であり、本件の申出地の隣接地となっております。図面につきましては、7ページを参照願います。

また別紙に、農地法第3条調書により、許可要件相当と判断してございます。

以上簡単ではありますが議案第65号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。それでは事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号1番2番について、5番元山委員さんよろしくお願いいたします。

元山委員 5番元山です。申請番号1番及び2番について一括して現地報告致します。現地調査日は、2月8日に塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施しました。現地調査は降雪のため、航空写真で確認しながらの実施となりました。申請地は、先月総会の議案61号において農業公社の買入協議において、一時借入者が決定した農地隣接の号線地であります。この土地は相続がされていなかったため、利用調整申出地より外れていましたが、この度、相続手続きも完了し、農地法3条にて所有権移転をするものであります。当該地は号線地ではありますが、農地として活用されておりましたので問題ないと判断しております。以上、簡単ではございますが、農地法3条の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第65号について何かございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第65号を決定とさせていただきます。次日程10、議案第66号「農業振興地域整備計画の変更について」日程11、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」一括事務局説明をお願いいたします。

事務局 総会資料8ページになります。お開き願います。議案第66号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。平成31年2月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
整理番号1番からの説明をさせていただきます。区分は除外になります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡となって

ございます。事業主体ですが、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。土地所有者は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。備考欄に掲載されております。計画内容、事業名称は、農家住宅の建設。事業期間は許可日から永久となっております。所要面積は農家住宅ですが〇〇〇〇㎡でございます。その他内訳については、記載のとおりでございます。合計しますと申請面積の〇〇㎡となっております。事業の必要性につきましては、新規就農に伴い牛舎既存施設周辺に住宅が必要となったため。土地選定の理由は、平成 30 年度より新規就農したが、現有施設と現住居が離れているため通いながら営農をしている状況である。また、放牧酪農を営んでおり、当該地に住宅を建設することによって現有施設等の、より効率的な利用が可能となるため。としております。事業費につきましては、〇〇〇〇千円。資金としましては借入金で〇〇〇〇千円。自己資金は〇〇〇〇千円と対応することとなっております。図面については 9 ページ、配置、求積図につきましては 10 ページ。平面、立面図につきましては 11 から 13 ページを参照願いたいと思います。

続きまして総会資料 14 ページをお開き願いたいと思います。本申請については併せて農地法第 5 条許可申請がありましたので引き続き説明したいと思います。

議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった、下記のものについて、意見を求める。平成 31 年 2 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

権利については使用貸借となっております。所在、地番、地目、面積、申請人につきましては、先ほどの 66 号と同様ですので割愛させていただきます。農地区分、転用種類ですが、農振農用地区域内施設用地。永久転用ということになってございます。15 ページをお開き願いたいと思います。農地法第 5 条に係る意見書案でございます。

申請書の受理月日は平成 31 年 2 月 12 日。申請者、所在については同様の説明を省略いたします。工事計画ですが許可日から平成 31 年 12 月 31 日までの完了予定としております。該当事項とした判断事由は、申請地は、弟子屈町役場から北東方向へ約〇km に位置する農地で、10ha 以上の規模の一段の農地であり、一部農家住宅建設のため、農振農用地区域内施設用地からの除外手続き中である。としてございます。その他の農地転用に関する許可基準からみた意見。農地の区分と転用目的。意見及び理由につきましては、当申請地は、平成 30 年度より新規就農したが、現有施設と現住居が離れているため通いながら営農している状況にあります。当該地に住宅を建設することで、現有施設及び営農の効率化が図られるものであります。また当該事業実施のための必要最小限の転用であり、やむを得ないものと思われる。としております。その後のかつこ内につきましては、法的根拠ということで、前回釧路総合振興局から記載するようにと指示がございましたので記載しております。説明は省略いたします。その他各項目につきましては特に問題はございませんでした。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、所有者の〇〇〇〇氏より、通路の承認書等もらっており、問題なしと判断しております。総合意見としまして許可相当案件としており、議決されましたら北海道農業会議へ意見聴取することとし、大きな変更点がない限り、同じ内容で北海道へ申請することといたします。以上議案第 66 号及び 67 号の説明といたします。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いします。4 番江上委員さんよろしくお願いいたします。

江上委員 4 番江上です。議案第 66、67 号について一括して報告いたします。現地調査は、2 月 8 日に、塩沢会長、元山委員、鈴木委員、私と事務局で実施いたしました。内容は〇〇〇氏の住宅建設であります。現在は通いながら営農しておりますが、転用箇所において、現在ある施設の近隣であること、営農地周辺に住宅ができることで、作業効率化も図ることが可能であり、かつ必要最小限の申請であることから問題なしと判断致しました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 66 号 67 号について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 66 号議案第 67 号を、決定させていただきます。次日程 12、議案第 68 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは総会資料 16 ページをお開き願います。議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 2 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今月総会に提案されております申請件数は、所有権移転が 3 件、利用権設定が 9 件の計 12 件となっております。

整理番号 1 番から 3 番につきましては、先月開催 18 回総会の議案第 61 号で議決をいただきました、公益財団法人北海道農業公社との、買入協議を行うこととなった件でございます。

整理番号 1 番ですが、所在が、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 5 筆の計 6 筆。公簿現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社理事長竹林孝氏でございます。利用目的は牧草畑。売買価格〇〇〇〇円となっております。図面につきましては、20 から 22 ページを参照願います。本件について所有権移転後の使用者については、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇で協議を進めておりますので申し添えます。

続きまして整理番号 2 番ですが、所在が、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 7 筆の計 8 筆。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人につきましては、整理番号 1 と同様ですので割愛致します。利用目的は牧草畑。売買価格〇〇〇〇円となっております。図面につきましては、22 から 23 ページを参照願います。本件についての所有権移転後の使用者は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、で協議を進めております。

続いて整理番号 3 番ですが、所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 2 筆の計 3 筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡となっております。譲渡人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人につきましては、整理番号 1 と同様ですので割愛致します。利用目的は牧草畑。売買価格〇〇〇〇円となっております。図面は 24 ページを参照願います。本件についての所有権移転後の使用者は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏で協議してございます。

続きまして整理番号 4 番以降についての権利は利用権設定となります。

整理番号 4 番は新規でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 1 筆の 2 筆。公簿現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円となっております。利用の期間については、平成 31 年 2 月 27 日から平成 36 年 2 月 28 日までの 5 年間となっております。この農地については、〇〇〇〇氏が利用されておりましたが、経営規模縮小に伴い、同じ地域の営農者である〇〇〇〇氏が利用することとしております。図面につきましては 25 ページを参照願います。

つづいて整理番号 5 番です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は

普通畑。借賃は〇〇〇〇円。利用の期間については、平成 31 年 2 月 27 日から平成 35 年 2 月 28 日までの 4 年間となっております。

整理番号 6 番です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、整理番号 5 番と同様の〇〇〇〇氏。借受人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は普通畑。借賃は〇〇〇〇円。利用の期間については、平成 31 年 2 月 27 日から平成 36 年 2 月 27 日までの 5 年間となっております。

資料 18 ページになります。整理番号 7 番継続でございます。所在は、字〇〇〇〇線 48 〇〇〇〇の 1 筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は同じく〇〇〇〇氏の所有地となっております。借受人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は普通畑。借賃は〇〇〇〇円。利用の期間については、平成 31 年 2 月 27 日から平成 36 年 2 月 27 日までの 5 年間となっております。整理番号 5 番から 7 番の図面につきましては、26 ページを参照ください。

整理番号 8 番継続でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆の 2 筆。公簿現況地目とも畑。面積は合計〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏です。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は普通畑。借賃は〇〇〇〇円となっております。利用の期間については、平成 31 年 2 月 28 日から平成 41 年 2 月 28 日までの 10 年間となっております。図面は 27 ページを参照願います。

整理番号 9 番継続でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆の 2 筆。公簿現況地目とも畑。面積は合計〇〇〇〇㎡。貸付人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は牧草畑。借賃は〇〇〇〇円。利用の期間については、平成 31 年 2 月 27 日から平成 36 年 2 月 28 日までの 5 年間となっております。図面は 28 ページを参照願います。

つづいて整理番号 10 番継続です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 5 筆の計 6 筆。公簿地目畑及び牧場。現況地目は畑。面積は合計〇〇〇〇㎡。貸付人、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は牧草畑。使用貸借の設定となっておりますので、借賃は発生しておりません。利用の期間については、平成 31 年 2 月 28 日から平成 36 年 2 月 28 日までの 5 年間となっております。図面は 29 ページを参照願います。

続きまして整理番号 11 番継続です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 7 筆の計 8 筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、借受人とも整理番号 10 番と同様ですので説明は割愛させていただきます。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。利用の期間については、平成 31 年 2 月 28 日から平成 36 年 2 月 28 日までの 5 年間となっております。図面は 30 ページを参照願います。

最後、整理番号 12 番継続です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目は牧場。現況地目は畑。面積は合計〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。利用の期間については、平成 31 年 3 月 2 日から平成 41 年 2 月 28 日の約 10 年間となっております。図面につきましては、31 ページを参照願います。

また別紙、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書も添付しております。以上簡単ではありますが、議案第 68 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号 1 番 2 番 3 番については省略します。4 番につきまして、11 番上西委員さんよろしくお願いいたします。

上西委員 11 番上西です。整理番号 4 番の現地調査は、1 月 11 日に斉木委員、吉田委員、私と

現地調査は降雪のため、航空写真で確認しながら実施しています。本申請は〇〇〇〇氏が利用集積していた農地でしたが、経営規模縮小に伴い、〇〇〇〇氏が新たに利用集積するものであります。申請地は、適切に管理使用されており、肥培管理もされていた農地であります。〇〇〇〇氏におかれましても、安定した農業経営を行っておりますので問題はないと判断しております。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 5 番 6 番 7 番 8 番 9 番 10 番 11 番 12 番については、継続ですので省略いたします。それでは議案第 68 号について何かご質問ございますか。

議 長 異議なし。ということで議案第 68 号をそれぞれ決定させていただきます。次日程 13、議案第 69 号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明お願いいたします。

整理番号 1 番の説明をいたします。申出の種類は譲渡。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 か 4 筆の計〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目は畑及び原野。現況地目は全て畑とな
 っております。申出人については、所有者の弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏で
 ございます。希望価格については〇〇〇〇円となっております。10 アール単価によ
 りますと、約〇〇〇〇円となっております。調整候補者名については〇〇〇〇地区一円
 及び申出地利用者としております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇
 〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、〇〇〇〇、公益財
 団法人北海道農業公社、7 個人 3 法人を調整候補者としております。申出書写しは 33
 ページ、図面については 34 ページを参照願います。

元山委員　５番元山です。整理番号１番について現地報告致します。現地調査日は、２月８日に、塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施しました。現地調査は降雪のため、航空写真で確認しながらの実施となりました。申出地は〇〇〇〇氏所有地であり、自作地より遠方であることから、昨年まで〇〇〇〇が集積により利用していた農地であります。面積も広く使用しやすく、肥培管理されていたこともあり、本申出については何ら問題のない農地として判断しております。調整候補者におきましては、〇〇〇〇地区一円としております。

議 長 はい、有難うございました。それでは整理番号1番。調整候補者名ということで、○

〇〇〇地区一円7個人3法人ということでよろしいでしょうか。はい、〇〇委員さん。

〇 〇 委 員 〇番〇〇です。調整候補者を辞退いたします。

議 長 はい、〇〇委員さんが辞退ということで、〇〇〇〇地区一円6個人3法人ということでよろしいでしょうか。はい、齋木委員さん。

齋 木 委 員 いいですか。〇〇〇〇さんって方がよくわからないのですが。

元 山 委 員 はい、〇〇〇〇さんは、住所は市街であり、通いで〇〇〇〇地域において、和牛を飼っておられます。農業者でございますので報告いたします。

議 長 よろしいでしょうか。

齋 木 委 員 はい、分かりました。

阪 口 委 員 はい、この中で確認だけ取って欲しい話で、先月の総会で農地買ってるでしょう。〇〇〇〇で。候補者に入らないの。

元 山 委 員 阪口委員からのご指摘があった案件ですが、先の総会でご説明もいたしましたが、今のところ、農地の取得とかは考えていない旨の確認をしております、今回の候補者指名から外しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

事 務 局 補足でご説明いたします。今回この申請があがったのは1月25日です。前回の総会日と同じです。〇〇〇〇さんには、前回の総会が終わって、許可書は出していますけれども、所有権の移転等処理がまだ間に合っていない、移動されていない状況です。それを含めて調整候補者名には入れないで、従来の〇〇〇〇地区の方で選んでいただいたというような経緯がございます。

議 長 よろしいでしょうか。

阪 口 委 員 はい。

議 長 それでは、調整候補者名として〇〇〇〇地区一円、6個人3法人ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、それでは次調整委員名指名については、局長よりお願いいたします。

局 長 それでは調整委員の指名について、私の方から発表したいと思います。第1ブロックの委員さんをお願いしたいと思います。塩沢委員、元山委員、鈴木委員、江上委員の4名をお願いしたいと思います。

議 長 調整委員として、第1ブロックの委員4名でよろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

議 長 はい、それでは議案第69号を決定とさせていただきます。次日程14、議案第70号「贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いについて」事務局説明をお願いします。

事 務 局 総会資料35ページをお開き願います。議案第70号「贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いについて」以下の者より申請のあった租税特別措置法第70条の4第1項、及び同法第70条の4第26項の規定による適格者証明について、議決を求める。平成31年2月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
本件につきまして、租税特別措置法第70条の4第1項、及び同法第70条の4第26項の規定によりまして、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過した日までに、引き続き納税猶予の適用を受けたい場合は、届出書の提出が必要となってございます。届出書と共に「引き続き営農をしていることの」農業委員会の証明書類が必要でございます。その必要要件となっており、本年につきましては、6名の方が該当になってございます。不足ですが該当者は今現在全体で14名対象者がいるという状況です。本年につきましては6名の方が対象となっております。
では申請番号1番からご説明させていただきます。申請者は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。贈与者は〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外17筆。贈与を受けた日につきましては、昭和54年12月27日でございます。引き続き農業経営を行っている期間といたしましては、贈与を受けた日から本日、平成31年2月27日までの期間を、引き続き農業経営をされていることの証明、併せて適格者として証明をいただき、税務署及び釧路総合振興局へ届出書を提出するものです。
以後、同じ日付けとなっておりますので、説明を省略させていただきます。
続きまして、申請番号2番。弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。贈与者は父の〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外14筆でございます。贈与を受けた日につきましては、昭和60年10月12日でございます。
続きまして、申請番号3番。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。贈与者は父の〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外21筆でございます。贈与を受けた日につきましては、昭和63年10月6日でございます。
申請番号4番。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。贈与者は父の〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外9筆でございます。贈与を受けた日につきましては、昭和63年12月10日でございます。申請番号5番。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。贈与者は父の〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外16筆でございます。贈与を受けた日につきましては、平成6年6月20日でございます。申請番号6番。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。贈与者は父の〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外15筆。贈与を受けた日につきましては、平成6年2月28日でございます。

以上簡単ではございますが、議案第 70 号により提案した 6 名の適格者証明についてご決定たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局から説明がございました。議案第 70 号について何かご質問ございますか。申請番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番について、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 70 号を決定させていただきます。本日、日程 1 から日程 14 までそれぞれ決定いたしました。これにて第 19 回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

午前 10 時 58 分
以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 江上 真一

議事録署名委員 元山 義久